

# 国立大学法人宇都宮大学学長の業務執行状況の確認について

平成28年11月1日

国立大学法人宇都宮大学学長選考会議

## 1. 目的

国立大学法人宇都宮大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、国立大学法人宇都宮大学学長選考会議規程第3条第3号の規定に基づき、学長の業務が適切に執行されていることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、学長選考会議は学長の業務執行状況を確認することにより、学長選考の適切性の担保を図るものとする。

## 2. 実施時期

学長選考会議は、学長の業務執行状況を毎年度1回確認するものとする。

## 3. 実施方法

業務執行状況の確認は、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書及び大学運営に関する構想の達成度等について、学長によるプレゼンテーション及び学長選考会議委員との質疑応答により行う。実施にあたっては、次に掲げる資料を参照するものとする。

- (1) 国立大学法人評価委員会に提出する前年度の業務実績報告書
- (2) 学長就任時の所信表明
- (3) 監事による業務監査の実施結果報告
- (4) その他学長選考会議が必要と認める書類

## 4. 公表の取扱い

学長選考会議は、学長の業務執行状況の確認を行ったときは、すみやかに当該確認の結果を公表するとともに、学長に通知する。

## 5. その他

その他学長の業務執行状況の確認に必要な事項は、学長選考会議において定める。